

# 平成 26 年度 松阪市市営住宅のあり方 市民討議会



日 時：平成 26 年 10 月 18 日（土） 13：30 ～ 16：30

会 場：松阪市産業振興センター 3 階研修ホール

※ 当日の提案内容や意見がそのまま市の方針となるものではありません。市営住宅の今後のあり方を検討していく上での貴重な参考意見として取り扱いさせていただきます。

松 阪 市

## 松阪市市営住宅のあり方市民討議会 タイムスケジュール

**【開催日】平成26年10月18日(土)**

予定時間	内容	備考
13:30 ~ 13:35	開会・挨拶	松阪市長 山中 光茂
13:35 ~ 13:40	協力団体挨拶	名古屋大学 特任教授 谷口 元
		構想日本 代表 加藤 秀樹
13:40 ~ 13:45	市営住宅のあり方市民討議会の進め方	公共施設マネジメント推進室
13:45 ~ 14:45	市民討議会 ・現状説明 ・市営住宅の戸数や配置等について議論	住宅課
14:45 ~ 14:55	休憩	
14:55 ~ 16:05	市民討議会 ・その他課題（市営住宅の管理運営、住宅使用料等）について議論	住宅課
16:05 ~ 16:20	市民ディベーターによる意見・提案	
16:20 ~ 16:30	講評	名古屋大学 特任教授 谷口 元
		構想日本 代表 加藤 秀樹
16:30	閉会	松阪市長 山中 光茂

松阪市市営住宅のあり方市民討議会 出席者名簿

役割	氏名	所属等
コーディネーター	山中 光茂	松阪市長
ナビゲーター	谷口 元	名古屋大学特任教授
	赤井 伸郎	大阪大学大学院教授
	川嶋 幸夫	構想日本 政策アナリスト
市民ディベーター	村田 善清	松阪市行財政改革推進委員会委員（※1） 松尾まちづくり協議会 会長
	小山 利郎	松阪市行財政改革推進委員会委員 松阪市自治会連合会 会長
	山田 光男	元 幸せシティサポーター（※2）
	鹿田 登	元 幸せシティサポーター
	柴田 実	元 幸せシティサポーター
	黒木 信子	元 幸せシティサポーター
	前田 智光	元 幸せシティサポーター
	青木 恵子	元 幸せシティサポーター
	松井 久	若葉町自治会長
	竹村 晴夫	高田団地自治会長

※1 【松阪市行財政改革推進委員会】

松阪市が取り組んでいる行財政改革に対して、外部の客観的な視点から評価・検証を行った上で、提案・意見をいただく外部委員組織で、学識経験者や民間企業の経営者、地域の代表者など8名で構成する。

※2 【幸せシティサポーター】

平成26年度から4ヶ年の総合計画を市民目線の計画にするための公募の市民24人による会議体で、3グループに分かれて議論をいただくとともにシンポジウムを開催し、ここで出された意見や提案をとりまとめ、総合計画の基本計画の施策に反映した。

◆谷口 元（名古屋大学 特任教授）◆

ファシリティマネジメント（FM）調査研究、産官学連携としてのFMモデル構築、そしてFM高等教育によるファシリティマネージャーの構築などの実施を目的として設立された「名古屋大学ファシリティマネジメント研究会（通称：名大FM研究会）」を担当する。業界を問わず先進FM事例の調査研究や大学間コンソーシアムを活用したベンチマーク評価、そしてFM高等教育プログラムを提供し、様々な分野でのFM研究に活躍されている。

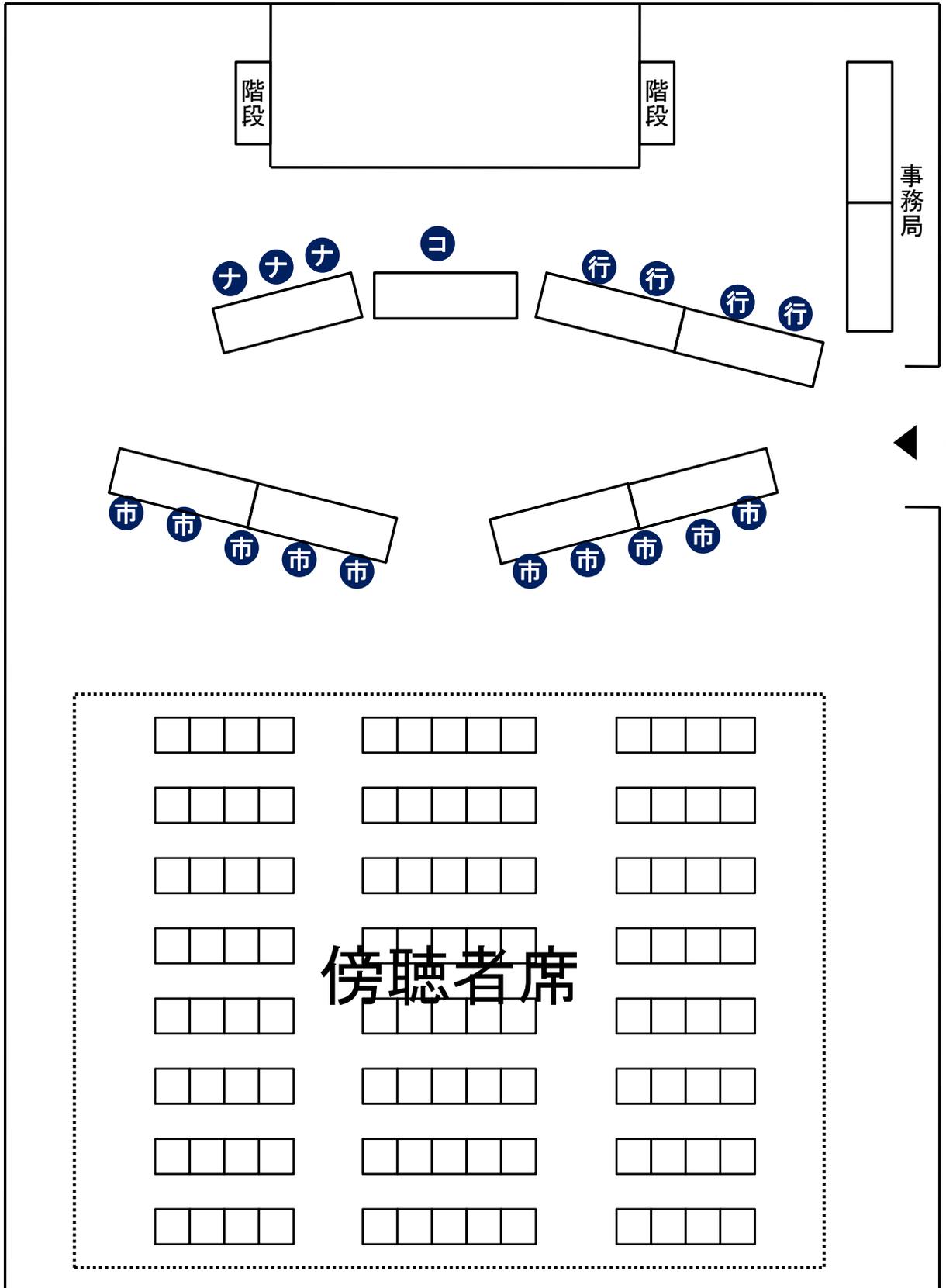
◆赤井 伸郎（大阪大学大学院 教授）◆

公共経済学、財政学、地方自治体の公共ガバナンスを研究の専門とし、財務省・総務省・国交省などの委員を多数務める。また、地方自治体の政策についても詳しく、大阪市・大阪府の特別顧問を通じて、自治体の行財政改革への支援に活躍されている。最近では、「奈良市住宅マスタープラン及び市営住宅ストック総合活用計画策定に伴う課題検討委員会」の委員を務めた。

◆川嶋 幸夫（構想日本 政策アナリスト）◆

平成23年3月に、東京都立川市総合政策部長を退職。平成24年度から構想日本で、自治体の事業仕分けなどを通じて全国の自治体の行財政改革の取り組みを支援するとともに、公共施設の最適化に取り組む自治体からの相談や計画づくり、市民等との合意形成のためのワークショップの開催などを支援している。

# 会場配置図



コ・・・コーディネーター 行・・・行政担当者  
ナ・・・ナビゲーター 市・・・市民ディベーター

# 市営住宅の現状について

松阪市都市整備部住宅課  
平成26年10月18日

# 1. 種類と設置目的①

種類	管理戸数	入居戸数	入居率
一般公営住宅(20団地)	1,234戸	1,012戸	82.0%
改良住宅(1団地)	66戸	58戸	87.9%
小集落改良住宅(5団地)	342戸	320戸	93.6%
若者定住住宅	21戸	20戸	95.2%
農林業就業者住宅	3戸	3戸	100.0%
その他住宅	13戸	12戸	92.3%
計	1,679戸	1,425戸	84.9%

平成26年3月31日現在

# 1. 種類と設置目的②

- 一般公営住宅

公営住宅法に基づき、住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で賃貸する住宅です。

- ▶ 上川町団地、小片野住宅、粥田団地、川井町団地、小黒田町団地、城南団地、庄厚生住宅、清生町団地、宝塚団地、高田団地、中万町団地、南郊団地、丹生寺町団地、東町団地、船江町団地、宮町団地、若葉団地、公営森団地、公営第1宮前団地、公営第2宮前団地

- 改良住宅

不良住宅が密集する地区(不良住宅比率8割超)で、不良住宅を除却して地区の整備改善を目的とする住宅地区改良事業の施行に伴い、住宅を失うこととなる従前の居住者のために建設された住宅です。

- ▶ 若葉改良住宅

# 1. 種類と設置目的③

- 小集落改良住宅

不良住宅が密集する地区（不良住宅比率5割～8割）で、不良住宅を除却して地区の整備改善を目的とする小集落住宅地区改良事業の施行に伴い、住宅を失うこととなる従前の居住者のために建設された住宅です。

▶ 幸生改良住宅、東町改良住宅、京町改良住宅、笹川改良住宅、こだま団地

- 若者定住住宅

若者の定住を促進し地域の活性化を図るために建設した住宅です。

▶ 若者定住住宅1号～16号、若者定住住宅A棟・B棟

# 1. 種類と設置目的④

- 農林業就業者住宅

農林業従事者の確保と若者の定住を促進し地域の活性化を図るために建設した住宅です。

▶ 波瀬農林業就業者住宅、森農林業就業者住宅、宮前農林業就業者住宅

- その他住宅

旧教員住宅や過去の災害時住宅などの住宅です。

▶ 春日町西罹災者住宅、若葉町一般住宅、粥見団地、下滝野住宅、堂山住宅、旧営林署住宅、波瀬住宅、森住宅、宮前住宅

## 2.入居者資格①

### 一般公営住宅

- 市内に居住又は勤務していること。
- 現在住宅に困っていることが明らかな方。
  - 入居者又は同居しようとする親族が持ち家を所有していないこと。
- 同居又は同居しようとする親族(婚約者を含む)がある方。
  - 昭和31年4月1日以前に生まれた方、身体障害者手帳1級～4級 をお持ちの方などは、老齡者等単身世帯向住宅等に申し込むことができます。
- 公営住宅法に定める収入基準に適合していること。
  - 収入月額 (一般世帯)158,000円以下、(裁量階層世帯) 214,000円以下  
※裁量階層世帯…障がい者、高齡者、未就学児童などがいる世帯
- 市町村税を滞納していない。
- 入居者及び同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

## 2.入居者資格②

### 改良住宅

- 住宅改良事業等が実施された地区内に一定期間居住していること。ただし、現在は、地域内での入居希望者がいないため、一般公営住宅に準じる居住要件としている。
- 一般公営住宅に準じる居住要件の方は、収入基準に適合していること。
  - 収入月額（一般世帯）114,000円以下、（裁量階層世帯）139,000円以下  
※裁量階層世帯…障がい者、高齢者、未就学児童などがいる世帯
- その他は、概ね一般公営住宅に準じる。

### 小集落改良住宅

- 小集落改良事業等が実施された地区内に一定期間居住していること。
- その他は、概ね一般公営住宅に準じる。

## 2.入居者資格③

### 若者定住住宅

- 申込時において、入居者の年齢が40歳以下の世帯であること。
- 収入月額が100,000円以上あること。
- その他は、概ね一般公営住宅に準じる。

### 農林業就業者住宅

- 申込者が農林業に従事している者であること。
- その他は、若者定住住宅に準じる。

### その他住宅

- 一般公営住宅に準じる。

### 3.家賃制度①

- 一般公営住宅、改良住宅及び一部のその他住宅の家賃は、世帯の収入とお住まいの住宅の広さ・建築年数等に応じて決まる応能応益家賃制度を導入しています。
- 小集落改良住宅、若者定住住宅、農林業就業者住宅、一部のその他住宅の家賃は、条例でその金額を定めています。

## 3.家賃制度②

- 応能応益家賃の算定は、世帯収入(応能性)と住宅の広さ等の便益(応益性)を加味して以下の方法で計算します。

$$\text{家賃} = \text{①家賃算定基礎額} \times \text{②立地係数} \times \text{③規模係数} \\ \times \text{④経過年数係数} \times \text{⑤利便性係数}$$

- ①家賃算定基礎額…国が定める全国統一の額
- ②立地係数……………各市町村の地価の状況を勘案し国が定める数値
- ③規模係数……………住宅の床面積の合計を65m<sup>2</sup>で除した数値
- ④経過年数係数……住宅の構造ごとに建設後経過年数に応じて国が定める数値
- ⑤利便性係数……………住宅のある区域の状況や住宅の設備等を勘案し、0.5～1.6の範囲で市が定める数値

## 4. 入居制度①

### ● 公募の原則

- ▶ 災害など特別の事由がある場合を除き、入居者は公募しなければならない。（公営住宅法22条1項）

### ● 入居者の選考

- ▶ 住宅に困窮する実情等を調査して、条例で定めるところにより、公正な方法で選考して、入居者を決定しなければならない。（公営住宅法25条1項）

### ● 同居承認

- ▶ 入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、市の承認を得なければならない。（公営住宅法27条5項）

## 4. 入居制度②

### ● 承継承認

- ▶ 入居者が死亡した場合など、その死亡時等に同居していた者は、市の承認を受けて、引き続き、当該公営住宅に居住することができる。(公営住宅法27条6項)

### ● 収入超過者

- ▶ 入居者は、引き続き3年以上入居している場合において政令で定める基準を超える収入のあるときは、住宅を明け渡すよう努めなければならない。(公営住宅法28条1項)

### ● 高額所得者

- ▶ 入居者が引き続き5年以上入居している場合において最近2年間引き続き政令で定める基準を超える高額の収入のあるときは、期限を定めて、公営住宅の明渡しを請求することができる。(公営住宅法29条1項)

## 5.市営住宅における課題①

### (1) 老朽化住宅への対応

- 建設から40年が経過する市営住宅が多く、木造・簡易耐火構造のものは法定耐用年限を超過しており、各団地の特性を踏まえた建替・用途廃止等の検討を行う必要があります。
- 一方、市内の住宅総数は62,600戸で、持ち家が45,100戸、借家が17,500戸となっており、借家のうち2,640戸が市営・県営などの公営住宅となっています。
- また、これとは別に民間の空家が10,560戸あり、うち良好な状態の賃借用・売却用住宅が5,190戸存在しており、民間ストックの活用を図っていく必要があります。

# 5.市営住宅における課題②

## 市営住宅建設年度等一覧①

区分	団地名称	棟数	管理戸数	建設年度	経過年数	構造	耐用年数
公 営	市営上川町団地	9	49	S45～S47	42～44	簡易耐火構造2階建	45
	市営小片野住宅	1	6	S45	44	簡易耐火構造2階建	45
	市営粥田団地	5	87	S45～S51	38～44	簡易耐火構造2階建(1) 中層耐火構造4階建(4)	45 70
	市営川井町団地	6	96	S47～S51	38～42	中層耐火構造4階建	70
	市営小黒田町団地	3	48	S52～S53	36～37	中層耐火構造4階建	70
	市営城南団地	3	50	H14	12	低層耐火構造2階建(2) 中層耐火構造5階建(1)	70
	庄厚生住宅	1	6	S33	56	簡易耐火構造平屋建	45
	市営清生町団地	15	275	S47～S53	36～42	簡易耐火構造2階建(1) 中層耐火構造4階建(14)	45 70
	市営宝塚団地	18	89	S37～S41	48～52	簡易耐火構造平屋建(15) 簡易耐火構造2階建(3)	30 45
	市営高田団地	3	48	S54	35	中層耐火構造4階建	70
	市営中万町団地	6	144	S54～S56	33～35	中層耐火構造4階建	70
	市営南郊団地	21	116	S42～S44	45～47	簡易耐火構造平屋建(14) 簡易耐火構造2階建(7)	30 45
	市営丹生寺町住宅	1	6	S46	43	簡易耐火構造2階建	45
	市営東町団地	7	53	S44～S46	43～45	簡易耐火構造2階建	45
	市営船江町団地	4	64	S53	36	中層耐火構造4階建	70
	市営宮町団地	3	59	S49～S50	39～40	中層耐火構造4階建	70
	市営若葉団地	1	30	H11	15	中層耐火構造3階建	70
	公営森団地	1	2	H3	23	木造平屋建	30
公営第1宮前団地	1	2	H4	22	木造2階建	30	
公営第2宮前団地	1	4	H3	23	木造平屋建	30	

※( )内は棟数

# 5.市営住宅における課題③

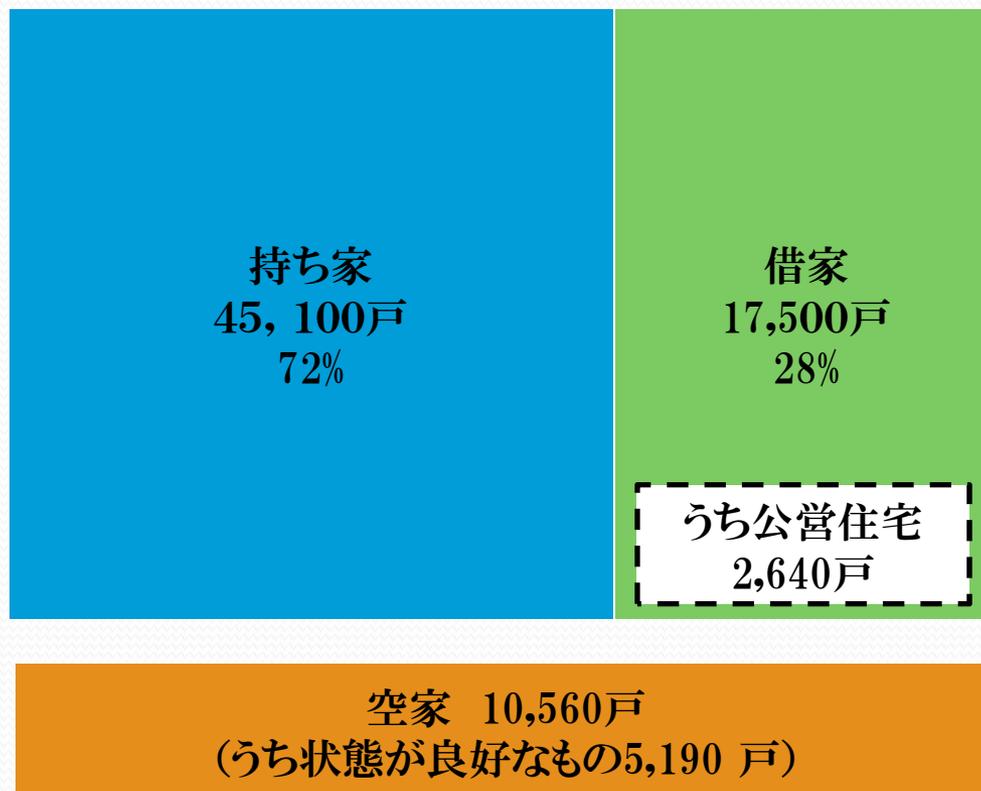
## 市営住宅建設年度等一覧②

区分	団地名称	棟数	管理戸数	建設年度	経過年数	構造	耐用年数
改良	若葉町改良住宅	6	66	S46～S51	38～43	簡易耐火構造2階建(1)	45
						中層耐火構造4階建(5)	70
小改良	幸生町改良住宅	2	17	S47	42	簡易耐火構造2階建	45
	東町改良住宅	97	194	S52～S60	29～37	簡易耐火構造2階建	45
	京町改良住宅	4	54	S61～H1	25～28	中層耐火構造3階建(3)	70
						中層耐火構造4階建(1)	
	笹川町改良住宅	2	4	H3	23	木造平屋建	30
こだま団地	37	73	S49	40	簡易耐火構造2階建	45	
若者	若者定住住宅	18	21	H12～H20	6～14	木造平屋建(4) 木造2階建(12) 集合住宅木造2階建(2)	30
農林業	農林業就業者住宅	3	3	H11	15	木造平屋建(1) 木造2階建(2)	30
その他	春日町西罹災者住宅	1	1	S26	63	木造平屋建	30
	若葉町一般住宅	1	4	S26	63	木造平屋建	30
	粥見団地	1	1	S51	38	木造平屋建	30
	下滝野住宅	1	1	S57	32	木造平屋建	30
	堂山住宅	1	1	S30	59	木造平屋建	30
	旧営林署住宅	1	1	S30	59	木造平屋建	30
	波瀬住宅	1	1	S30	59	木造2階建	30
	森住宅	1	1	S49	40	木造平屋建	30
宮前住宅	1	2	S30	59	木造平屋建(1)	30	
			S53	36	木造2階建(1)		
計		288	1,679				

※( )内は棟数

# 5.市営住宅における課題④

## 市内の住宅事情(イメージ)



出展:平成20年度住宅・土地統計調査(総務省)

## 5.市営住宅における課題⑤

### (2) 効率的な運営

- 空家数は全体で254戸あり、そのうち政策空家以外の空家が202戸(12.4%)あり、入居率の向上が必要です。
  - ※政策空家…老朽化により入居の募集を停止している住宅や災害時用にあらかじめ確保している住宅など。
- 過去5年間の応募状況を見ると、募集戸数に対する応募倍率は、0.78倍から3.08倍となっていますが、特定の住宅に応募が集中する一方で、郊外に立地する一部住宅では公募しても応募者のない状態が見受けられます。
- 施設の老朽化に伴い修繕の件数が増加する傾向にあることから、迅速な対応が円滑に行える体制づくりを行うとともに、その費用を抑制する対策が必要です。

## 5.市営住宅における課題⑥

### 過去5年間の空家募集状況

募集時期	募集戸数	応募人員	倍率
平成21年 6月	25戸	77人	3.08倍
平成21年12月	40戸	54人	1.35倍
平成22年 6月	28戸	43人	1.54倍
平成22年12月	29戸	46人	1.59倍
平成23年 6月	26戸	51人	1.96倍
平成23年12月	27戸	29人	1.07倍
平成24年 6月	22戸	33人	1.50倍
平成24年12月	23戸	18人	0.78倍
平成25年 6月	26戸	48人	1.85倍
平成25年12月	21戸	28人	1.33倍

## 5.市営住宅における課題⑦

### (3)時代にあった設備のあり方

- 一部の新しい市営住宅を除き、大部分の市営住宅は、浴槽・風呂釜が設置されておらず、入居者の自己負担となっています。
- 一部の団地については、駐車スペースが無く、路上駐車などの問題が見受けられます。また、駐車スペースのある住宅についても、その取扱が団地により異なっていることから、駐車スペースの考え方や運営のあり方について検討していく必要があります。

## 5.市営住宅における課題⑧

### (4) 地域コミュニティの形成

- 世帯の高齢化が進んでおり、また全世帯の約3割は65歳以上の単身高齢者となっています。バランスの取れたコミュニティを形成するため、入居者の世代や家族構成に配慮した取り組みが必要です。
- 外国籍入居者が増加しており、文化・習慣の違いや日本語によるコミュニケーションの困難さから、ゴミの出し方や屋外での生活騒音などでトラブルになるケースがあります。

## 5.市営住宅における課題⑨

### 入居者の年齢構成

	平成26年9月末		平成21年度9月末		平成16年9月末	
	入居者数	比率	入居者数	比率	入居者数	比率
全体	2,817人	100%	3,209人	100%	3,610人	100%
18歳未満	396人	14.1%	513人	16.0%	638人	17.7%
50歳以上	1,442人	51.2%	1,554人	48.4%	1,626人	45.0%
65歳以上	919人	32.6%	887人	27.6%	781人	21.6%
70歳以上	668人	23.7%	599人	18.7%	542人	15.0%
平均年齢	48.4歳		46.1歳		43.3歳	

### 外国籍世帯の状況

フィリピン	ブラジル	韓国	中国	その他	計
59世帯	19世帯	15世帯	10世帯	5世帯	108世帯

※平成26年9月末現在、名義人が外国籍の世帯

## 5.市営住宅における課題⑩

### (5) 家賃滞納への取り組み

- 平成25年度の現年度住宅使用料の徴収率は91.08%で、滞納額は15,007,129円となっています。また、滞納者は163人で、このうち60人が12ヶ月未払いとなっています。
- 3ヵ月以上の滞納となった方については、市営住宅からの退去や未払金の支払命令など積極的に法的措置を講じていく必要があります。
- 一方で、真に生活に困窮している世帯については、生活保護制度の活用など関係部署と連携し対処していく必要があります。

# 5.市営住宅における課題⑪

## 住宅使用料の徴収状況

平成25年度	調定額	収入額	滞納額	収納率	滞納者数
現年度分	168,243,861円	153,236,732円	15,007,129円	91.1%	163人
過年度分	97,254,749円	6,132,854円	91,121,895円	6.3%	259人
合計	265,498,610円	159,369,586円	106,129,024円	60.0%	422人

平成24年度	調定額	収入額	滞納額	収納率	滞納者数
現年度分	172,350,338円	157,587,171円	14,763,167円	91.4%	176人
過年度分	88,053,610円	5,562,028円	82,491,582円	6.3%	266人
合計	260,403,948円	163,149,199円	97,254,749円	62.7%	442人

平成23年度	調定額	収入額	滞納額	収納率	滞納者数
現年度分	173,142,633円	157,775,975円	15,366,658円	91.1%	198人
過年度分	79,799,425円	7,106,173円	72,693,252円	8.9%	258人
合計	252,942,058円	164,882,148円	88,059,910円	65.2%	456人

※紙面の加減ですべての市営住宅の位置図ではありません。

伊勢



こだま団地

5km

4km

船江町団地

3km

2km

川井町団地

1km

若葉団地、若葉町改良住宅  
若葉町一般住宅

雇用促進住宅井村

松阪駅

宮町団地

幸生町改良住宅

県営エスぺラント  
末広

城南団地

東町改良住宅

県営大黒田

京町改良住宅

県営五反田

小黒田町団地

清生町団地

県営和屋

粥田団地

県営粥田

県営上川第2

県営宝塚

宝塚団地

丹生寺町住宅

雇用促進住宅南郊

南郊団地

上川町団地

雇用促進住宅上川

県営上川

笹川町改良住宅

中万町団地

0 1km 2km 3km 4km

一般市営住宅（中層4階建て住宅）



粥田団地



川井町団地



小黒田町団地



清生団地



高田団地



中万団地

一般市営住宅（中層4階建て住宅）



船江町団地



宮町団地



若葉町改良住宅

一般市営住宅（低層2階・中層3階・中層5階建て住宅）



城南団地



城南団地



城南団地



若葉団地

一般市営住宅（簡易耐火2階建て住宅）



上川町団地



小片野住宅



粥田団地



清生町団地



宝塚団地



南郊団地

一般市営住宅（簡易耐火2階建て住宅）



丹生寺住宅



東町団地



若葉町改良住宅

一般市営住宅（簡易耐火平屋・木造建て住宅）



庄厚生住宅



宝塚団地



南郊団地



公営森団地



公営第一宮前団地



公営第二宮前団地

小集落改良住宅（簡易耐火2階建て・木造平屋建て住宅）



幸生町改良住宅



東町改良住宅



笹川町改良住宅



こだま団地

小集落改良住宅（中層3階・中層4階建て住宅）



京町改良住宅



京町改良住宅

農林業・若者定住住宅（木造戸建て住宅・共同住宅）



宮前農林業就業者住宅



森農林業就業者住宅



波瀬農林業就業者住宅



若者定住住宅（飯南）



若者定住住宅（飯高）



若者定住住宅（飯高）

農林業・若者定住住宅（木造戸建て住宅・共同住宅）



若者定住住宅（飯高）



若者定住住宅（飯高）



若者定住住宅（共同住宅）

その他戸建て住宅



春日町西住宅



若葉町一般住宅



粥見団地



旧営林署住宅



波瀬住宅



森住宅

その他戸建て住宅



宮前住宅

## 提 案 シ ー ト ( 1 : 施 設 総 量 の 評 価 )

1-(1): 一般市営住宅(中高層4階建て・低層2階・中層3階・中層5階建て住宅)

氏名 \_\_\_\_\_

施設 の 総 量 に つ い て	現状維持		総量増加	<input type="checkbox"/> 市が整備 <input type="checkbox"/> 県営住宅を活用 <input type="checkbox"/> 民間住宅を活用 <input type="checkbox"/> その他( )
	見直しが必要		総量減少	<input type="checkbox"/> 入居者に土地・建物を譲渡する <input type="checkbox"/> 民間に土地・建物を譲渡し、入居者はそこに住む <input type="checkbox"/> 入居者に転居を促した後、土地を有効活用 ( <input type="checkbox"/> 民間譲渡、 <input type="checkbox"/> 民間に有償貸与、 <input type="checkbox"/> 他用途転用 ) <input type="checkbox"/> 住宅ではなく他用途に転用して活用(民間への貸与含む)
	※いずれかに「○」を記載			その他
※「見直しが必要」にチェックをした場合、いずれかに「○」を記載。細項目は複数選択可。				
各 施 設 に 関 す る 意 見 等	粥田団地			
	川井町団地			
	小黒田団地			
	清生町団地			
	高田団地			
	中万町団地			
	船江町団地			
	宮町団地			
	若葉町改良住宅			
	城南団地			
若葉町団地				

## 提 案 シ ー ト ( 1 : 施 設 総 量 の 評 価 )

1-(2): 一般市営住宅(簡易耐火2階建て住宅)

氏名 \_\_\_\_\_

施設の総量について	現状維持	➔	総量増加	<input type="checkbox"/> 市が整備 <input type="checkbox"/> 県営住宅を活用 <input type="checkbox"/> 民間住宅を活用 <input type="checkbox"/> その他( )
	見直しが必要		総量減少	<input type="checkbox"/> 入居者に土地・建物を譲渡する <input type="checkbox"/> 民間に土地・建物を譲渡し、入居者はそこに住む <input type="checkbox"/> 入居者に転居を促した後、土地を有効活用 ( <input type="checkbox"/> 民間譲渡、 <input type="checkbox"/> 民間に有償貸与、 <input type="checkbox"/> 他用途転用 ) <input type="checkbox"/> 住宅ではなく他用途に転用して活用(民間への貸与含む)
	※いずれかに「○」を記載		その他	
※「見直しが必要」にチェックをした場合、いずれかに「○」を記載。細項目は複数選択可。				
各施設に関する意見等	上川町団地			
	小片野住宅			
	粥田団地			
	清生町団地			
	宝塚団地			
	南郊団地			
	丹生寺町住宅			
	東町住宅			
若葉町改良住宅				

## 提 案 シ ー ト ( 1 : 施 設 総 量 の 評 価 )

1-(3): 一般市営住宅(簡易耐火平屋・木造建て住宅)

氏名 \_\_\_\_\_

施設の総量について	現状維持	➔	総量増加	<input type="checkbox"/> 市が整備 <input type="checkbox"/> 県営住宅を活用 <input type="checkbox"/> 民間住宅を活用 <input type="checkbox"/> その他( )
	見直しが必要		総量減少	<input type="checkbox"/> 入居者に土地・建物を譲渡する <input type="checkbox"/> 民間に土地・建物を譲渡し、入居者はそこに住む <input type="checkbox"/> 入居者に転居を促した後、土地を有効活用 ( <input type="checkbox"/> 民間譲渡、 <input type="checkbox"/> 民間に有償貸与、 <input type="checkbox"/> 他用途転用 ) <input type="checkbox"/> 住宅ではなく他用途に転用して活用(民間への貸与含む)
	※いずれかに「○」を記載		その他	
※「見直しが必要」にチェックをした場合、いずれかに「○」を記載。細項目は複数選択可。				
各施設に関する意見等	庄厚生住宅			
	宝塚団地			
	南郊団地			
	公営森団地			
	公営第一宮前団地			
	公営第二宮前団地			

## 提 案 シ ー ト ( 1 : 施 設 総 量 の 評 価 )

1- ( 4 ) : 小 集 落 改 良 住 宅 ( 簡 易 耐 火 2 階 建 て ・ 木 造 平 屋 建 て ・ 中 層 3 階 ・ 中 層 4 階 建 て 住 宅 ) 氏 名 \_\_\_\_\_

施 設 の 総 量 に つ い て	現状維持	➔	総量増加	<input type="checkbox"/> 市が整備 <input type="checkbox"/> 県営住宅を活用 <input type="checkbox"/> 民間住宅を活用 <input type="checkbox"/> その他( )
	見直しが必要		総量減少	<input type="checkbox"/> 入居者に土地・建物を譲渡する <input type="checkbox"/> 民間に土地・建物を譲渡し、入居者はそこに住む <input type="checkbox"/> 入居者に転居を促した後、土地を有効活用 ( <input type="checkbox"/> 民間譲渡、 <input type="checkbox"/> 民間に有償貸与、 <input type="checkbox"/> 他用途転用 ) <input type="checkbox"/> 住宅ではなく他用途に転用して活用(民間への貸与含む)
	※いずれかに「○」を記載		その他	
※「見直しが必要」にチェックをした場合、いずれかに「○」を記載。細項目は複数選択可。				
各 施 設 に 関 する 意 見 等	幸生町改良住宅			
	東町改良住宅			
	笹川町改良住宅			
	こだま団地			
	京町改良住宅			



## 提 案 シ ー ト ( 1 : 施 設 総 量 の 評 価 )

1-(6):その他戸建て住宅

氏名 \_\_\_\_\_

施設の総量について	現状維持	➔	総量増加	<input type="checkbox"/> 市が整備 <input type="checkbox"/> 県営住宅を活用 <input type="checkbox"/> 民間住宅を活用 <input type="checkbox"/> その他( )
	見直しが必要		総量減少	<input type="checkbox"/> 入居者に土地・建物を譲渡する <input type="checkbox"/> 民間に土地・建物を譲渡し、入居者はそこに住む <input type="checkbox"/> 入居者に転居を促した後、土地を有効活用 ( <input type="checkbox"/> 民間譲渡、 <input type="checkbox"/> 民間に有償貸与、 <input type="checkbox"/> 他用途転用 ) <input type="checkbox"/> 住宅ではなく他用途に転用して活用(民間への貸与含む)
	※いずれかに「○」を記載		その他	
※「見直しが必要」にチェックをした場合、いずれかに「○」を記載。細項目は複数選択可。				
各施設に関する意見等	春日町西罹災住宅			
	若葉町一般住宅			
	粥見住宅			
	下滝野住宅			
	堂山住宅			
	波瀬住宅			
	森住宅			
	宮前第一住宅			
宮前第二住宅				

## 提 案 シ ー ト ( 2 : 管 理 運 営 方 法 3 : 住 宅 使 用 料 )

### 2: 市営住宅の管理運営方法について

氏名 \_\_\_\_\_

1 管 理 運 営 方 法		現状維持 (直営、一部民間委託)		指定管理者制度を導入	2 空 き 家 募 集		現状維持 (年2回定期募集、入居まで3ヶ月)		随時登録制を導入し、募集の弾力化	3. 管理運営方法についてコメント(自由記載)
		見直しが必要		民間事業者への委託拡大			見直しが必要		募集回数の増加	
	※いずれかに「○」を記載			その他( )		※いずれかに「○」を記載			一定数応募のない住宅の募集はその後実施しない	
			※「見直しが必要」にチェックをした場合、いずれかに「○」を記載					※「見直しが必要」にチェックをした場合、「○」を記載(複数選択可)		

### 3: 住宅使用料について

1 使 用 料 の 設 定		現状維持		民間の家賃を参考に、適正な家賃を設定	2 収 納 対 策		現状維持 (文書催告、電話催告が中心)		体制を整備し、各戸訪問を行う	3. 住宅使用料についてコメント(自由記載)
		見直しが必要		県営住宅並みの家賃に改定			見直しが必要		所得状況を考慮し、分納制度を設ける	
	※いずれかに「○」を記載			低所得者には定額な家賃を設定		※いずれかに「○」を記載			他の債権(市税、健康保険料など)とあわせて、一括して対応できる組織体制を整備	
			※「見直しが必要」にチェックをした場合、「○」を記載(複数選択可)					※「見直しが必要」にチェックをした場合、「○」を記載(複数選択可)		

改正

平成18年7月14日条例第48号  
平成19年12月25日条例第62号  
平成21年3月17日条例第1号  
平成22年12月15日条例第37号  
平成23年3月17日条例第14号  
平成24年3月15日条例第13号  
平成25年3月18日条例第18号

松阪市営住宅条例

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第1章の2 市営住宅及び共同施設の整備（第3条の2—第3条の16）

第2章 市営住宅の管理（第4条—第40条）

第3章 法第45条第1項に基づく社会福祉事業等への活用（第41条—第47条）

第4章 法第45条第2項に基づく市営住宅の活用（みなし特定公共賃貸住宅）（第48条—第52条）

第5章 補則（第53条—第57条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）に基づく市営住宅並びに共同施設の設置、整備及び管理について、法及び地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）市営住宅 市が建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設で、法の規定による国の補助に係るもの又は市費をもって建設したものをいう。
- （2）共同施設 法第2条第9号及び公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）第1条に規定する施設をいう。
- （3）収入 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「令」という。）第1条第3号に規定する収入をいう。
- （4）市営住宅建替事業 市が施行する法第2条第15号に規定する公営住宅建替事業をいう。
- （5）市営住宅監理員 法第33条の規定により市長が任命する者をいう。

（名称及び位置）

第3条 市営住宅の名称及び位置は、別表第1に定めるとおりとする。

第1章の2 市営住宅及び共同施設の整備

（健全な地域社会の形成）

第3条の2 市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備しなければならない。

（良好な居住環境の確保）

第3条の3 市営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備しなければならない。

（費用の縮減への配慮）

第3条の4 市営住宅等の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮しなければならない。

（位置の選定）

第3条の5 市営住宅等の敷地（以下「敷地」という。）の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定されたものでなければならない。

（敷地の安全等）

第3条の6 敷地が地盤の軟弱な土地、崖崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講じられていなければならない。

2 敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設が設けられていなければならない。

（住棟等の基準）

第3条の7 住棟その他の建築物は、敷地内及びその周辺の地域の良い居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮した配置でなければならない。

（住宅の基準）

第3条の8 住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置が講じられていなければならない。

2 住宅には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

3 住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

4 住宅の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。次項において同じ。）及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

5 住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるための措置が講じられていなければならない。

（住戸の基準）

第3条の9 市営住宅の1戸の床面積の合計（共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。）は、25平方メートル以上とする。ただし、共用部分に共同して利用するための適切な台所及び浴室を設ける場合は、この限りでない。

2 市営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線が設けられていなければならない。ただし、共用部分に共同して利用するための適切な台所又は浴室を設けることにより、各住戸部分に設ける場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあっては、各住戸部分に台所又は浴室を設けることを要しない。

3 市営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置が講じられていなければならない。

（住戸内の各部）

第3条の10 住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置が講じられていなければならない。

（共用部分）

第3条の11 市営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

（附帯施設）

第3条の12 敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設が設けられていなければならない。

2 前項の附帯施設は、入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないように考慮されたものでなければならない。

（児童遊園）

第3条の13 児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切なものでなければならない。

（集会所）

第3条の14 集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の

配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものでなければならない。

(広場及び緑地)

第3条の15 広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するように考慮されたものでなければならない。

(通路)

第3条の16 敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置されたものでなければならない。

2 通路における階段は、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり又は傾斜路が設けられていなければならない。

## 第2章 市営住宅の管理

(入居者の公募の方法)

第4条 市長は、入居者の公募を次に掲げる方法のうち2以上の方法によって行うものとする。

- (1) 新聞
- (2) テレビジョン
- (3) 市庁舎その他市の区域内の適当な場所における掲示
- (4) 市広報
- (5) 市ホームページ

2 前項の公募に当たっては、市長は、市営住宅の供給場所、戸数、規格、家賃、入居者資格、申込方法、選考方法の概略、入居時期その他必要な事項を公示する。

(公募の例外)

第5条 市長は、次に掲げる事由に係る者を、公募を行わず市営住宅に入居させることができる。

- (1) 災害による住宅の滅失
- (2) 不良住宅の撤去
- (3) 公営住宅の借上げに係る契約の終了
- (4) 公営住宅建替事業による公営住宅の除却
- (5) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第3条第3項若しくは第4項の規定に基づく土地区画整理事業又は都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却
- (6) 土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条(第138条第1項において準用する場合を含む。)の規定による事業の認定を受けている事業又は公共用地の取得に関する特別措置法(昭和36年法律第150号)第2条に規定する特定公共事業の執行に伴う住宅の除却
- (7) 現に公営住宅に入居している者(以下この号において「既存入居者」という。)の同居者の人数に増減があったこと、既存入居者又は同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことその他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて市長が入居者を募集しようとしている市営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。
- (8) 公営住宅の入居者が相互に入れ替わることが双方の利益となること。

(入居者の資格)

第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号(老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者(次条第2項において「老人等」という。))にあっては第2号から第6号まで、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等にあっては第5号及び第6号)の条件を具備する者でなければならない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)があること。
- (2) その者の収入が、ア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。

ア 入居者が身体障害者である場合等 214,000円

イ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 158,000円

(3) 市内に住所又は勤務場所を有する者であること。

(4) その者及び同居しようとする親族が市町村税を滞納していないこと。

(5) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

(6) その者又は同居しようとする親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）でないこと。

2 市長は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接をさせ、その心身の状況、受けることができる介護の内容、その他必要な事項について調査させることができる。

3 市長は、入居の申込みをした者がこの条に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、市町村に意見を求めることができる。

4 第1項第2号アに規定する「入居者が身体障害者である場合等」とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 入居者又は同居者に松阪市営住宅条例施行規則（平成17年松阪市規則第205号）第3条第1項第2号から第4号まで、第6号又は第7号に該当する者がある場合

(2) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合

(3) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合  
（入居者資格の特例）

第7条 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第1項各号に掲げる条件を具備する者とみなす。

2 前条第1項第2号イに掲げる市営住宅の入居者は、同条第1項各号（老人等にあつては、同項第2号から第6号まで）に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

（入居の申込み及び決定）

第8条 前2条に規定する入居者資格のある者で市営住宅に入居しようとするものは、市長が定めるところにより入居の申込みをしなければならない。

2 市長は、前項の規定により入居の申込みをした者を市営住宅の入居者として決定し、その旨を当該入居者として決定した者（以下「入居決定者」という。）に対し通知するものとする。

3 市長は、借上げに係る市営住宅の入居者を決定したときは、当該入居決定者に対し、当該市営住宅の借上げの期間の満了時に当該市営住宅を明け渡さなければならない旨を通知しなければならない。

（入居者の選考及び抽選）

第9条 入居の申込みをした者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから行う。

(1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者

(2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者

(3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者

(4) 正当な事由による立ち退きの要求を受け、適当な立ち退き先がないため困窮している者（自

己の責に帰すべき事由に基づく場合を除く。)

(5) 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払いを余儀なくされている者

(6) 前各号に該当する者のほか現に住宅に困窮していることが明らかな者

2 市長は、前項各号に規定する者について住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合いの高い者から入居者を決定する。

3 前項の場合において住宅困窮順位の定め難い者については、公開抽選により入居者を決定する。

4 市長は、第1項に規定する者のうち、老人又は心身障害者で市長が定める要件を備えているもの及び市長が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに市営住宅に入居することを必要としているものについては、前2項の規定にかかわらず、市長が割当てをした市営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

(入居補欠者)

第10条 市長は、前条の規定に基づき入居者を選考する場合において、入居決定者のほかに補欠として入居順位を定めて必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。

2 市長は、入居決定者が市営住宅に入居しないときは、前項の入居補欠者のうちから入居順位に従い入居者を決定しなければならない。

3 入居補欠者の有効期間は、次の公募の日までとする。

(住宅入居の手続)

第11条 市営住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。

(1) 独立の生計を営み、かつ、入居決定者と同程度以上の収入を有する者で市長が適当と認める連帯保証人の連署する賃貸契約を締結すること。

(2) 第18条の規定により敷金を納付すること。

(3) 市町村税の完納を証明する証明書を提出すること。

2 市営住宅の入居決定者がやむを得ない事情により入居の手続を前項に定める期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に同項各号に定める手続をしなければならない。

3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による賃貸契約書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。

4 市長は、市営住宅の入居決定者が第1項又は第2項に規定する期間内に第1項の手続をしないときは、市営住宅の入居の決定を取り消すことができる。

5 市長は、市営住宅の入居決定者が第1項又は第2項の手続をしたときは、当該入居決定者に対して速やかに市営住宅の入居可能日を通知しなければならない。

6 市営住宅の入居決定者は、前項により通知された入居可能日から10日以内に入居しなければならない。ただし、特に市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(同居の承認等)

第12条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、公営住宅法施行規則第10条で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定による承認をしてはならない。ただし、入居者が病気にかかっていることその他特別の事情により当該入居者が入居の際に同居した親族以外の者を同居させることが必要であると認めるときは、この限りでない。

(1) 当該承認による同居の後における当該入居者に係る収入が第6条第1項第2号アからウまでに掲げる場合に応じ、それぞれアからウまでに定める金額を超える場合

(2) 当該入居者が法第32条第1項第1号から第5号までのいずれかに該当する場合

3 前項の場合のほか、市長は、市営住宅の入居者が同居させようとする者が暴力団員であるときは、第1項の規定による承認をしてはならない。

4 市営住宅の入居者は、出生、死亡、婚姻、勤務先変更等により同居者に異動があったときは、その日から10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(入居の承継)

第13条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居

者と同居していた者は、公営住宅法施行規則第11条で定めるところにより、市長の承認を得て、引き続き当該市営住宅に入居することができる。

- 2 市長は、前項の承認を受けようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。
- 3 第1項の承認を受けようとする者は、当該入居者が死亡し、又は退去した日以後30日以内に、市長に承認の申請をしなければならない。
- 4 第1項の入居の承認を受けた者は、当該承認から10日以内に、第11条第1項各号に掲げる手続きをしなければならない。この場合においては、同条第2項から第4項までの規定を準用する。

(家賃の決定)

第14条 市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入（同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第28条において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃（第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第34条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、市営住宅の入居者が、その請求に応じないときは、当該市営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、別表第2に掲げる市営住宅については、同表に規定する家賃とする。ただし、市長は物価の変動又は市営住宅に改良を施したとき、その他家賃を変更する必要があると認めるときは、家賃を別に定めることができる。
- 3 令第2条第1項第4号に規定する事業主体が定める数値は、市長が定めるものとする。
- 4 第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、令第3条に規定する方法により算出した額とする。

(収入の申告等)

第15条 入居者は、毎年度、市長に対し、収入を申告しなければならない。

- 2 前項に規定する収入の申告は、公営住宅法施行規則第8条に規定する方法によるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による収入の申告に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。
- 4 入居者は、前項の認定に対し、市長が定めるところにより意見を述べるることができる。この場合において、市長は、意見の内容を審査し、当該意見に理由があると認めるときは当該認定を更正するものとする。

(家賃の減免又は徴収猶予)

第16条 市長は、次に掲げる特別の事情がある場合においては、家賃の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対し、当該家賃を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

- (1) 入居者又は同居者の収入が著しく低額であるとき。
- (2) 入居者又は同居者が病気にかかったとき。
- (3) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。
- (4) その他特別の事情があるとき。

(家賃の納付)

第17条 市長は、入居者から第11条第5項の入居可能日から当該入居者が市営住宅を明け渡した日（第31条第1項又は第35条第1項の規定による明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日。第40条第1項による明渡しの請求のあったときは明渡しの請求のあった日）までの間、家賃を徴収する。

- 2 入居者は、毎月25日（月の途中で明け渡した場合は明け渡した日）までに、その月分の家賃を納付しなければならない。
- 3 入居者が新たに住宅に入居した場合又は住宅を明け渡した場合において、その月の使用期間が1か月に満たないときは、その月の家賃は日割計算による。
- 4 入居者が第39条に規定する手続きを経ないで住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、市長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。

(敷金)

第18条 市長は、入居者から入居時における3か月分の家賃に相当する金額の範囲内において敷金を徴収することができる。

- 2 市長は、第16条各号のいずれかに掲げる特別の事情がある場合においては、敷金の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対し、当該敷金を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

3 第1項に規定する敷金は、入居者が住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、未納の家賃その他入居者が負担すべき債務が存在するときは、敷金の額から当該債務の額を控除した額を還付する。

4 敷金の額が前項ただし書の控除額に不足する場合は、明渡しをしようとする者は、直ちにその不足額を納入しなければならない。

5 敷金には利子をつけない。

(敷金の運用等)

第19条 市長は、敷金を国債、地方債又は社債の取得、預金、土地の取得費に充てる等安全確実な方法で運用しなければならない。

2 前項の規定により運用して得た利益金は、共同施設の整備に要する費用に充てる等入居者の共同の利便のために使用するものとする。

(修繕費用の負担)

第20条 次に掲げる修繕に要する費用は、市の負担とする。

(1) 市営住宅の家屋の壁、基礎、土台、柱、床、はり、屋根及び階段並びに給水施設、排水施設、電気施設その他の公営住宅法施行規則第9条で定める附帯施設に要する費用

(2) 共同施設の修繕に要する費用

2 前項第1号に掲げるものを除くほか、住宅の修繕に要する費用は、その全部又は一部を入居者に負担させることができる。

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、借上げ市営住宅の修繕費用に関しては別に定めるものとする。

4 入居者の責に帰すべき事由によって第1項に掲げる修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、入居者は、市長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(入居者の費用負担義務)

第21条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料

(2) 汚物及びごみの処理に要する費用

(3) 共同施設又はエレベーター、給水施設及び汚水処理施設の使用又は維持、運営に要する費用

(4) 畳表の取替え、ふすまの張り替え、各戸内の給水栓、点滅器等の取替え、破損ガラスの取替えその他の軽微な修繕に要する費用

(5) 附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用

(入居者の保管義務等)

第22条 入居者は、市営住宅又は共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

2 入居者の責に帰すべき事由により、市営住宅又は共同施設が滅失し、又は損傷したときは、入居者が原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

(迷惑行為の禁止)

第23条 入居者は、周辺環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

(住宅を使用しない場合の届出)

第24条 入居者が市営住宅を引き続き15日以上使用しないときは、市長が定めるところにより、届出をしなければならない。

(転貸の禁止)

第25条 入居者は、市営住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

(用途以外の使用禁止)

第26条 入居者は、市営住宅を住宅以外の用途に使用してはならない。ただし、市長の承認を得たときは、当該市営住宅の一部を住宅以外の用途に併用することができる。

(模様替え及び増築の禁止)

第27条 入居者は、市営住宅を模様替えし、又は増築してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 市長は、前項の承認を行うに当たり、入居者が当該市営住宅を明け渡すときは、入居者の費用で原状回復又は撤去を行うことを条件とするものとする。

3 第1項の承認を得ずに市営住宅を模様替えし、又は増築したときは、入居者は、自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(収入超過者等に関する認定)

第28条 市長は、毎年度、第15条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が第6条第1項第2号の金額を超え、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。

2 市長は、第15条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が最近2年間引き続き令第9条に規定する金額を超え、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き5年以上入居しているときは、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を通知する。

3 入居者は、前2項の認定に対し、市長が定めるところにより意見を述べることができる。この場合において、市長は、意見の内容を審査し、当該意見に理由があると認めるときは当該認定を更正するものとする。

(明渡し努力義務)

第29条 収入超過者は、市営住宅を明け渡すように努めなければならない。

(収入超過者に対する家賃)

第30条 第28条第1項の規定により収入超過者と認定された入居者は、第14条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、次項に規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。

2 市長は、前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し、近傍同種の住宅の家賃以下で令第8条第2項に規定する方法によらなければならない。

3 第16条及び第17条の規定は、第1項の家賃について準用する。

(高額所得者に対する明渡し請求)

第31条 市長は、高額所得者に対し、期限を定めて、当該市営住宅の明渡しを請求するものとする。

2 前項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して6か月を経過した日以後の日でなければならない。

3 第1項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに当該市営住宅を明け渡さなければならない。

4 市長は、第1項の規定による請求を受けた者が次の各号のいずれかに掲げる特別の事情がある場合においては、その申出により、明渡しの期限を延長することができる。

(1) 入居者又は同居者が病気にかかっているとき。

(2) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。

(3) 入居者又は同居者が近い将来において定年退職する等の理由により、収入が著しく減少することが予想されるとき。

(4) その他前3号に準ずる特別の事情があるとき。

(高額所得者に対する家賃等)

第32条 第28条第2項の規定により高額所得者と認定された入居者は、第14条第1項及び第30条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が、期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。

2 前条第1項の規定による請求を受けた高額所得者が同項の期限が到来しても市営住宅を明け渡さない場合には、市長は、同項の期限が到来した日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間について、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で市長が定める額の金銭を徴収することができる。

3 第16条の規定は第1項の家賃及び前項の金銭に、第17条の規定は第1項の家賃にそれぞれ準用する。

(期間通算)

第33条 市長が第7条第1項の規定による申込みをした者を他の市営住宅に入居させた場合における第28条から前条までの規定の適用については、その者が公営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止により明渡しをすべき公営住宅に入居していた期

間は、その者が明渡し後に入居した当該他の市営住宅に入居している期間に通算する。

- 2 市長が第36条の規定による申出をした者を市営住宅建替事業により新たに整備された市営住宅に入居させた場合における第28条から前条までの規定の適用については、その者が当該市営住宅建替事業により除却すべき公営住宅に入居していた期間は、その者が当該新たに整備された市営住宅に入居している期間に通算する。

(収入状況の報告の請求等)

第34条 市長は、第14条第1項、第30条第1項若しくは第32条第1項の規定による家賃の決定、第16条(第30条第3項又は第32条第3項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第18条第2項による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第31条第1項の規定による明渡しの請求又は第36条の規定による市営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

- 2 市長は、前項に規定する権限を、当該職員を指定して行わせることができる。

- 3 市長又は当該職員は、前2項の規定によりその職務上知り得た秘密を漏らし、又は窃用してはならない。

(建替事業による明渡し請求等)

第35条 市長は、市営住宅建替事業の施行に伴い、必要があると認めるときは、法第38条第1項の規定に基づき、除却しようとする市営住宅の入居者に対し、期限を定めて、その明渡しを請求することができるものとする。

- 2 前項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに当該市営住宅を明け渡さなければならない。

- 3 前項の規定は、第32条第2項の規定を準用する。この場合において、第32条第2項中「前条第1項」とあるのは「第35条第1項」と、「高額所得者」とあるのは「入居者」と読み替えるものとする。

(新たに整備される市営住宅への入居)

第36条 市営住宅建替事業の施行により除却すべき公営住宅の除却前の最終の入居者が、法第40条第1項の規定により、当該建替事業により新たに整備される市営住宅に入居を希望するときは、市長が定めるところにより、入居の申出をしなければならない。

(公営住宅建替事業に係る家賃の特例)

第37条 市長は、前条の申出により公営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第30条第1項又は第32条第1項の規定にかかわらず、令第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(公営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)

第38条 市長は、法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第30条第1項又は第32条第1項の規定にかかわらず、令第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(住宅の検査)

第39条 入居者は、市営住宅を明け渡そうとするときは、5日前までに市長に届け出て、住宅監理員又は市長が指定する者の検査を受けなければならない。

- 2 入居者は、第27条の規定により市営住宅を模様替えし、又は増築したときは、前項の検査のときまでに、入居者の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(住宅の明渡し請求)

第40条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該入居者に対し、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 不正の行為によって入居したとき。

- (2) 家賃を3か月以上滞納したとき。
  - (3) 当該市営住宅又は共同施設を故意に損傷したとき。
  - (4) 正当な事由によらないで15日以上市営住宅を使用しないとき。
  - (5) 第12条、第13条及び第22条から第27条までの規定に違反したとき。
  - (6) 失火等の過失により住宅に著しい被害を与えたとき。
  - (7) 暴力団員であることが判明したとき（同居者が該当する場合を含む。）。
  - (8) 市営住宅の借上げの期間が満了するとき。
- 2 前項の規定により市営住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、速やかに当該市営住宅を明け渡さなければならない。
- 3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者から、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に年五分の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で市長が定める額の金銭を徴収することができる。
- 4 市長は、第1項第2号から第7号までの規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者から、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で市長が定める額の金銭を徴収することができる。
- 5 市長は、市営住宅が第1項第8号の規定に該当することにより同項の請求を行う場合は、当該請求を行う日の6か月前までに、当該入居者にその旨を通知しなければならない。
- 6 市長は、市営住宅の借上げに係る契約が終了する場合は、当該市営住宅の賃貸人に代わって、入居者に借地借家法（平成3年法律第90号）第34条第1項の通知をすることができる。

### 第3章 法第45条第1項に基づく社会福祉事業等への活用

#### （使用許可）

第41条 市長は、社会福祉法人その他公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令（平成8年厚生省・建設省令第1号）第2条に規定する者（以下「社会福祉法人等」という。）が市営住宅を使用して同省令第1条に規定する事業（以下「社会福祉事業等」という。）を行うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に対し、市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、市営住宅の使用を許可することができる。

- 2 市長は、前項の許可に条件を付すことができる。

#### （使用手続）

第42条 社会福祉法人等は、前条の規定により市営住宅を使用しようとするときは、市長が定めるところにより、市営住宅の使用目的、使用期間その他当該市営住宅の使用に係る事項を記載した書面を提出し、市長の許可を申請しなければならない。

- 2 市長は、社会福祉法人等から前項の申請があった場合は、当該申請に対する処分を決定し、当該社会福祉法人等に対し、当該申請を許可する場合にあっては許可する旨とともに市営住宅の使用開始可能日を、許可しない場合にあっては許可しない旨とともにその理由を通知する。
- 3 社会福祉法人等は、前項の規定により市営住宅の使用を許可する旨の通知を受けたときは、市長が定める日までに市営住宅の使用を開始しなければならない。

#### （使用料）

第43条 社会福祉法人等は、近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定める額の使用料を支払わなければならない。

- 2 社会福祉法人等が社会福祉事業等において市営住宅を現に使用する者から徴収することとなる家賃相当額の合計は、前項の規定による市長が定める額を超えてはならない。

#### （準用）

第44条 社会福祉法人等による市営住宅の使用に当たっては、第17条から第27条まで、第35条及び第39条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と、第17条中「第11条第5項」とあるのは「第42条第2項」と、「入居可能日」とあるのは「使用開始可能日」と、「第31条第1項又は第35条第1項」とあるのは「第35条第1項」と、「第40条第1項」とあるのは「第47条」と読み替えるものとする。

(報告の請求)

第45条 市長は、市営住宅の適正かつ合理的な管理を行うために必要があると認めるときは、当該市営住宅を使用している社会福祉法人等に対し、当該市営住宅の使用状況を報告させることができる。

(申請内容の変更)

第46条 市営住宅を使用している社会福祉法人等は、第42条第1項の規定による申請の内容に変更が生じた場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

(使用許可の取消し)

第47条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、市営住宅の使用許可を取り消すことができる。

- (1) 社会福祉法人等が使用許可の条件に違反したとき。
- (2) 市営住宅の適正かつ合理的な管理に支障があると認めるとき。

第4章 法第45条第2項に基づく市営住宅の活用(みなし特定公共賃貸住宅)

(使用許可)

第48条 市長は、その区域内に特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。)第6条に規定する特定優良賃貸住宅その他の同法第3条第4号イ又はロに掲げる者の居住の用に供する賃貸住宅の不足その他の特別の事由により市営住宅を同号イ又はロに掲げる者に使用させることが必要であると認める場合において、市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該市営住宅をこれらの者に使用させることができる。

(特定優良賃貸住宅制度に基づく管理)

第49条 市長は、市営住宅を前条の規定に基づき使用させる場合にあつては、当該市営住宅を特定優良賃貸住宅法第18条第2項の国土交通省令で定める基準に従って管理する。

(入居者資格)

第50条 第48条の規定により市営住宅を使用することができる者は、第6条の規定にかかわらず、次の条件を具備する者でなければならない。

- (1) 所得が中位にある者でその所得が特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成5年建設省令第16号。以下「特定優良賃貸住宅法施行規則」という。)第6条に定める基準に該当するものであって、自ら居住するため住宅を必要とするもののうち、現に同居し、又は同居しようとする親族があるもの
- (2) 特定優良賃貸住宅法施行規則第7条各号に定めるもの

(家賃)

第51条 第48条の規定による使用に供される市営住宅の毎月の家賃は、第14条第1項、第30条第1項又は第32条第1項の規定にかかわらず、当該市営住宅の入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定める。

- 2 前項の入居者の収入については、第15条の規定を準用する。この場合において、同条第3項中「第1項」とあるのは「第51条第1項」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の近傍同種の住宅の家賃については、第14条第4項の規定を準用する。この場合において、「第1項」とあるのは「第51条第1項」と読み替えるものとする。

(準用)

第52条 第48条の規定による市営住宅の使用については、前3条に定めるもののほか、第4条、第5条、第8条から第13条まで、第16条から第27条まで、第34条から第40条まで及び第54条の規定を準用する。この場合において、第8条第1項中「前2条」とあるのは「第50条」と、第17条第1項中「第31条第1項又は第35条第1項」とあるのは「第35条第1項」と、第34条第1項中「第14条第1項、第30条第1項若しくは第32条第1項の規定による家賃の決定、第16条(第30条第3項又は第32条第3項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第18条第2項による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第31条第1項の規定による明渡しの請求又は第36条の規定による市営住宅への入居の措置」とあるのは「第51条の規定による家賃の決定」と読み替えるものとする。

第5章 補則

(市営住宅監理員及び市営住宅管理人)

第53条 市営住宅監理員は、市長が市職員のうちから3人以内の範囲において任命する。

2 市営住宅監理員は、市営住宅等の管理に関する事務をつかさどり、市営住宅及びその環境を良好な状況に維持するよう入居者に必要な指導を与える。

3 市長は、市営住宅監理員の職務を補助させるため、市営住宅管理人を置くことができる。

4 市営住宅管理人は、市営住宅監理員の指揮を受けて、修繕すべき箇所の報告等、入居者との連絡の事務を行う。ただし、代表権は有しない。

5 前各項に規定するもののほか、市営住宅監理員及び市営住宅管理人に関し必要な事項は、規則で定める。

(立入検査)

第54条 市長は、市営住宅の管理上必要があると認めるときは、市営住宅監理員若しくは市長が指定した者に市営住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

2 前項の検査において、現に使用している市営住宅に立ち入るときは、あらかじめ、当該市営住宅の入居者の承諾を得なければならない。

3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(資料提供の要求)

第55条 市長は、入居決定者若しくは同居親族又は入居者若しくは同居者が暴力団員に該当するのかどうかを確認するため必要があると認めるときは、その必要な限度において、警察署その他関係機関に対し、資料の提供を求めることができる。

(委任)

第56条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第57条 市長は、入居者が詐欺その他の不正行為により家賃の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

附 則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則 (平成18年7月14日条例第48号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年12月25日条例第62号)

この条例は、平成20年1月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月17日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年12月15日条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年3月17日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年3月15日条例第13号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月18日条例第18号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の松阪市営住宅条例第1章の2の規定は、この条例の施行日以後に設置される市営住宅等について適用し、施行日前に設置された市営住宅等については、なお従前の例による。

3 市営住宅の入居者が平成18年4月1日前に50歳以上である者であり、かつ、同居者のいずれもが18歳未満の者又は平成18年4月1日前に50歳以上の者である場合については、この条例による改正後の松阪市営住宅条例第6条第4項第2号に該当する場合とみなす。

別表第1 (第3条関係)

名称	所在地	建設年度	建築面積	備考
上川町団地住宅	上川町	昭和45年度	42.74 m <sup>2</sup>	簡易耐火構造 2階建 6戸建 2棟 12戸 6戸建 1棟の内 1戸
		昭和46年度	42.74	簡易耐火構造 2階建 5戸建 1棟 5戸 7戸建 2棟 14戸 6戸建 1棟の内 5戸
		昭和47年度	42.74	簡易耐火構造 2階建 3戸建 1棟 3戸 4戸建 1棟 4戸 5戸建 1棟 5戸
小片野住宅	小片野町	昭和45年度	54.58	簡易耐火構造 2階建 6戸建 1棟 6戸
粥田団地住宅	田村町	昭和45年度	42.74	簡易耐火構造 2階建 5戸建 1棟 5戸 6戸建 2棟 12戸
		昭和46年度	42.74	簡易耐火構造 2階建 6戸建 1棟 6戸
		昭和48年度	48.16	中層耐火構造 4階建 16戸建 1棟 16戸
		昭和49年度	48.16	中層耐火構造 4階建 16戸建 1棟 16戸
		昭和50年度	48.16	中層耐火構造 4階建 16戸建 1棟 16戸
川井町団地住宅	川井町	昭和47年度	50.75	中層耐火構造 4階建 16戸建 1棟 16戸

		昭和48年度	50.51	中層耐火構造 4階建 16戸建 1棟 16戸
		昭和49年度	48.16	中層耐火構造 4階建 16戸建 1棟 16戸
		昭和50年度	48.16	中層耐火構造 4階建 16戸建 1棟 16戸
		昭和51年度	48.16	中層耐火構造 4階建 16戸建 2棟 32戸
小黒田町団地住宅	小黒田町	昭和52年度	58.29	中層耐火構造 4階建 16戸建 2棟 32戸
		昭和53年度	58.29	中層耐火構造 4階建 16戸建 1棟 16戸
城南団地住宅	大黒田町	平成14年度	56.20	中層耐火構造 5階建 38戸建 1棟の内 10戸
			63.68	中層耐火構造 5階建 38戸建 1棟の内 10戸 低層耐火構造 2階建 8戸建 1棟の内 4戸
			71.64	中層耐火構造 5階建 38戸建 1棟の内 18戸 低層耐火構造 2階建 8戸建 1棟の内 4戸
			79.99	低層耐火構造 2階建 4戸建 1棟 4戸
庄厚生住宅	庄町	昭和33年度	28.09	簡易耐火構造平屋建 6戸建 1棟 6戸
清生町団地住宅	清生町	昭和47年度	42.74	簡易耐火構造 2階建 4戸建 1棟の内 1戸 9戸建 1棟の内 3戸
			54.58	簡易耐火構造 2階建 5戸建 1棟 5戸

			4戸建 1棟の内 3戸	
			9戸建 1棟の内 6戸	
		48.33	中層耐火構造4階建 32戸建 1棟の内 24戸	
		79.99	中層耐火構造4階建 32戸建 1棟の内 2戸1化の4戸	
		昭和48年度	48.16	中層耐火構造4階建 16戸建 4棟の内 48戸
			79.99	中層耐火構造4階建 16戸建 4棟の内 2戸1化の8戸
	昭和49年度	48.16	中層耐火構造4階建 24戸建 1棟の内 18戸	
		79.99	中層耐火構造4階建 24戸建 1棟の内 2戸1化の3戸	
	垣鼻町	昭和50年度	48.16	中層耐火構造4階建 40戸建 1棟の内 30戸
			79.99	中層耐火構造4階建 40戸建 1棟の内 2戸1化の5戸
		昭和51年度	48.16	中層耐火構造4階建 16戸建 1棟 16戸 24戸建 1棟の内 18戸
			79.99	中層耐火構造4階建 24戸建 1棟の内 2戸1化の3戸
昭和52年度		58.29	中層耐火構造4階建 16戸建 4棟 64戸	
昭和53年度		58.29	中層耐火構造4階建 16戸建 1棟 16戸	
宝塚団地住宅		宝塚町	昭和37年度	31.40
	昭和39年度		32.79	簡易耐火構造平屋建 4戸建 4棟

				3戸建 2棟	16戸		
				6戸			
				昭和40年度	32.79	簡易耐火構造平屋建 5戸建 3棟	15戸
				39.37	簡易耐火構造2階建 8戸建 1棟	8戸	
				昭和41年度	39.50	簡易耐火構造2階建 8戸建 3棟	24戸
32.74	簡易耐火構造平屋建 4戸建 1棟	4戸					
高田団地住宅	上川町	昭和54年度	58.29	中層耐火構造4階建 16戸建 3棟	48戸		
中万町団地住宅	中万町	昭和54年度	58.29	中層耐火構造4階建 32戸建 1棟	32戸		
		昭和55年度	58.29	中層耐火構造4階建 32戸建 1棟	32戸		
				16戸建 2棟	32戸		
昭和56年度	58.29	中層耐火構造4階建 24戸建 2棟	48戸				
南郊団地住宅	久保町	昭和42年度	40.10	簡易耐火構造平屋建 6戸建 1棟	6戸		
			42.74	簡易耐火構造2階建 6戸建 2棟	12戸		
				8戸建 1棟	8戸		
		34.37	簡易耐火構造平屋建 4戸建 3棟	12戸			
		昭和43年度	40.10	簡易耐火構造平屋建 4戸建 1棟	4戸		
42.74	簡易耐火構造2階建 5戸建 1棟	1戸					

				8戸建 2棟	5戸	
					16戸	
			34.37	簡易耐火構造平屋建 4戸建 4棟	16戸	
			昭和44年度	40.10	簡易耐火構造平屋建 5戸建 1棟 4戸建 1棟の内	5戸 3戸
				42.74	簡易耐火構造2階建 8戸建 3棟	24戸
			34.37	簡易耐火構造平屋建 4戸建 1棟	4戸	
丹生寺町団地住宅	丹生寺町	昭和46年度	42.74	簡易耐火構造2階建 6戸建 1棟	6戸	
東町団地住宅	垣鼻町	昭和44年度	42.74	簡易耐火構造2階建 8戸建 1棟の内 8戸建 1棟の内	5戸 1戸	
			54.58	簡易耐火構造2階建 8戸建 1棟の内 8戸建 1棟の内	3戸 2戸	
			昭和45年度	42.74	簡易耐火構造2階建 8戸建 2棟の内 8戸建 1棟の内	2戸 1戸
			54.58	簡易耐火構造2階建 8戸建 2棟の内 8戸建 1棟の内 8戸建 1棟	14戸 3戸 8戸	
		昭和46年度	42.74	簡易耐火構造2階建 7戸建 1棟の内	3戸	
			54.58	簡易耐火構造2階建 7戸建 1棟の内		

				7戸建 1棟	4戸
					7戸
船江町団地住宅	船江町	昭和53年度	58.29	中層耐火構造4階建 16戸建 3棟	48戸
			58.25	中層耐火構造4階建 16戸建 1棟	16戸
宮町団地住宅	宮町	昭和49年度	48.16	中層耐火構造4階建 24戸建 1棟	24戸
				16戸建 1棟の内	12戸
		79.99	中層耐火構造4階建 16戸建 1棟の内 2戸1化の2戸		
		昭和50年度	48.16	中層耐火構造4階建 24戸建 1棟の内	18戸
79.99	中層耐火構造4階建 24戸建 1棟の内 2戸1化の3戸				
若葉団地住宅	若葉町	平成11年度	61.76	中層耐火構造3階建 30戸建 1棟の内	6戸
			72.41	中層耐火構造3階建 30戸建 1棟の内	24戸
春日町西罹災者住宅	春日町二丁目	昭和26年度	28.09	木造平屋建 1戸建	1戸
若葉町一般住宅	若葉町	昭和26年度	38.01	木造平屋建 1戸建	4戸
公営森団地	飯高町森	平成3年度	72.8	木造平屋建 2戸建	2戸
公営第1宮前団地	飯高町宮前	平成4年度	79.89	木造二階建 2戸建	2戸
公営第2宮前団地	飯高町宮前	平成3年度	72.87	木造平屋建 2戸建 2棟	4戸
粥見団地	飯南町粥見	昭和51年度	52.26	木造平屋建 1戸建	1戸

下滝野住宅	飯高町下滝野	昭和57年度	56.49	木造平屋建 1戸建	1戸
堂山住宅	飯高町宮前	昭和30年度	86.44	木造平屋建 1戸建	1戸
旧営林署住宅	飯高町森	昭和30年度	90.93	木造平屋建 1戸建	1戸
波瀬住宅	飯高町波瀬	昭和30年度	141.28	木造二階建 1戸建	1戸
森住宅	飯高町森	昭和49年度	54.94	木造平屋建 1戸建	1戸
宮前住宅	飯高町宮前	昭和53年度	112.43	木造二階建 1戸建	1戸
		昭和30年度	106.19	木造平屋建 1戸建	1戸

別表第2（第14条関係）

名称	号数	家賃月額
粥見団地		4,000円
下滝野住宅		5,000円
堂山住宅		5,000円
旧営林署住宅		5,000円
波瀬住宅		10,000円
森住宅		5,000円
宮前住宅	1号	20,000円
	2号	5,000円

改正

平成18年1月12日規則第1号  
平成19年1月19日規則第2号  
平成19年3月30日規則第38号  
平成19年12月25日規則第121号  
平成21年1月27日規則第3号  
平成24年3月23日規則第12号  
平成26年2月28日規則第2号

松阪市営住宅条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、松阪市営住宅条例（平成17年松阪市条例第213号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(住宅の住替え)

第2条 条例第5条第7号又は第8号の規定により市営住宅の住替えをしようとする者は、第4条第1項の市営住宅入居申込書に代えて、市営住宅住替申請書（様式第1号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは実情を調査し、支障がないと認めたときは、市営住宅住替許可書（様式第2号）を交付するものとする。

(入居者の資格)

第3条 条例第6条に規定する規則で定める特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 60歳以上の者

(2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次のアからウまでに掲げる種類に応じ、当該アからウまでに定める程度であるもの

ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度であるもの

イ 精神障害（知的障害を除く。以下同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度であるもの

ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度であるもの

(3) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する者

(4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

(5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者

(6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの

ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は同法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

2 条例第6条第1項第1号に規定する婚姻の予約者とは、次回市営住宅の公募開始日の前日までに婚姻する予定の者をいう。

(入居の申込み及び決定)

第4条 条例第8条第1項の規定により、市営住宅に入居しようとする者は、市営住宅入居申込書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申込書の交付及び提出は、公募期間内に行うものとする。

3 前項の公募期間は、10日以上30日以内の期間で市長が定める。

4 市長は、必要と認める場合は、第1項に規定する市営住宅入居申込書のほか、次に掲げる書類を提出させることができる。

- (1) 住民票謄本
- (2) 収入証明書又は所得証明書
- (3) 市町村税の完納を証明する証明書
- (4) その他市長が必要と認める書類

5 条例第8条第2項に規定する入居決定者への通知は、市営住宅入居許可書(様式第4号)によるものとする。

(入居者の調査)

第5条 条例第9条第2項に規定する住宅に困窮する実情の調査は、市営住宅入居申込者調査票(様式第5号)によるものとする。

(住宅入居の手続)

第6条 条例第11条第1項第1号に規定する賃貸契約は、松阪市営住宅賃貸契約書(様式第6号)によるものとする。

2 入居者は、入居に当たり条例第11条第1項第1号から第3号までの手続を行うほか、当該市営住宅に転入手続を済ませた住民票謄本及び市営住宅入居者世帯構成表(様式第7号)を速やかに市長に提出するものとする。

(連帯保証人)

第7条 条例第11条第1項第1号に規定する市長が適当と認める連帯保証人は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 入居者の親族である者

2 市長は、連帯保証人に対し、市営住宅入居者連帯保証人届出書(様式第8号の1)及び収入証明書その他必要と認める書類を提出させることができる。

3 入居者は、次に掲げる場合においては、速やかにこれに代わる連帯保証人を定め、市営住宅入居者連帯保証人変更届出書(様式第8号の2)を市長に提出しなければならない。

- (1) 入居者において連帯保証人を変更しようとするとき。
- (2) 連帯保証人が死亡したとき。
- (3) 連帯保証人が破産の宣告を受けたとき。
- (4) 第1項第1号に規定する連帯保証人が市外に転出したとき。
- (5) その他市長が連帯保証人として適当でないと認めたとき。

(同居の承認)

第8条 入居者は、条例第12条第1項の規定により同居の承認の申請をするときは、市営住宅同居承認申請書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を承認したときは、市営住宅同居承認書(様式第10号)を交付するものとする。

3 市営住宅に同居することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、市長が適当と認めたものとする。

- (1) 単身者で、入居者又は配偶者の3親等内の親族である者
- (2) 前号に掲げる者のほか、特別な事情がある者

(同居者の異動届)

第9条 条例第12条第4項に規定する同居者の異動の届出は、市営住宅同居者異動届出書（様式第11号）によるものとする。

（入居の承継）

第10条 条例第13条第3項に規定する入居の承継の承認の申請は、市営住宅入居承継承認申請書（様式第12号）によるものとする。

2 市長は、前項の申請を承認したときは、市営住宅入居承継承認書（様式第13号）を交付するものとする。

（収入の申告等）

第11条 条例第15条第1項に規定する収入の申告は、市営住宅入居者収入申告書（様式第14号）によるものとする。

2 条例第15条第3項に規定する収入の額の認定の通知は、市営住宅入居者収入認定通知書（様式第15号）によるものとする。

3 入居者は、条例第15条第4項前段の規定により意見を述べようとするときは、市営住宅入居者収入更正申出書（様式第16号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、条例第15条第4項後段の規定により同条第3項の認定を更正したときは、市営住宅入居者収入更正通知書（様式第17号）により入居者に通知するものとする。

（家賃の減免又は徴収猶予）

第12条 条例第16条に規定する家賃の減免又は徴収猶予を受けようとする者は、市営住宅家賃（敷金）減免（徴収猶予）申請書（様式第18号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を承認したときは、必要な条件を付して、市営住宅家賃（敷金）減免（徴収猶予）決定書（様式第19号）を交付するものとする。

（家賃の減免又は徴収猶予の基準）

第13条 条例第16条の規定による家賃の減免又は徴収猶予の基準は、同条各号に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

（1） 条例第16条第1号に該当するとき。

ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者については、家賃のうち同法の規定による住宅扶助料を超える額を免除する。

イ アに準ずる生活困窮者については、入居者又は同居者の収入を勘案し、減免の額又は徴収猶予の期間を決定する。

（2） 条例第16条第2号に該当するとき 入居者又は同居者の実情を勘案し、減免の額又は徴収猶予の期間を決定する。

（3） 条例第16条第3号に該当するとき 入居者又は同居者が受けた損害の程度を勘案し、減免の額又は徴収猶予の期間を決定する。

（4） 条例第16条第4号に該当するとき 入居者又は同居者の実情を勘案し、減免の額又は徴収猶予の期間を決定する。

（家賃の納付）

第14条 条例第17条第2項に規定する家賃は、市営住宅使用料納付書（様式第20号、様式第21号）又は市営住宅使用料領収証口座振替払い用（様式第22号）により、集金人又は市の指定する金融機関に納付しなければならない。

2 家賃の徴収猶予の期間が終了し、分割して納付する必要があるときは、入居者は、納付誓約書（様式第24号）を市長に提出し、誓約履行に努めなければならない。

3 口座振替により、条例第17条第2項に規定する家賃の納付が遅延した場合は、市長は、市営住宅使用料督促状兼領収書（様式第23号）により入居者に通知するものとする。

4 家賃の納付が遅延した場合は、市長は、督促状（A）（様式第25号）により入居者に通知するものとする。

5 前項の通知によっても滞納となっている場合は、市長は、督促状（B）（様式第26号）により入居者に通知するものとする。

6 前2項の通知によっても滞納が続く場合は、市長は、督促状（C）（様式第27号）により入居者に通知するものとする。

（敷金の減免又は徴収猶予）

- 第15条 条例第18条第2項に規定する敷金の減免又は徴収猶予を受けようとする者は、市営住宅家賃（敷金）減免（徴収猶予）申請書を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請を承認したときは、必要な条件を付して、市営住宅家賃（敷金）減免（徴収猶予）決定書を交付するものとする。
- （住宅を使用しない場合の届出）
- 第16条 条例第24条に規定する市営住宅を引き続き15日以上使用しないときの届出は、市営住宅不在届出書（様式第28号）によるものとする。
- （一部用途併用の承認）
- 第17条 入居者は、条例第26条ただし書の規定により市営住宅の一部を住宅以外の用途に併用しようとするときは、市営住宅一部用途併用承認申請書（様式第29号）を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請を承認したときは、市営住宅一部用途併用承認書（様式第30号）を交付するものとする。
- （模様替え及び増築等）
- 第18条 入居者は、条例第27条第1項の規定により市営住宅を模様替えし、又は増築しようとするときは、隣地の承諾書を添えて、市営住宅模様替（増築）承認申請書（様式第31号）を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請があったときは、次項に規定する承認の基準に沿って実情を調査し、適当と認めるときは市営住宅模様替（増築）承認書（様式第32号）を交付するものとする。
- 3 市営住宅の模様替え又は増築についての承認の基準は、次に掲げるとおりとする。
- （1） 原状回復又は撤去が容易であること。
- （2） 環境及び外観を考慮したものであること。
- （3） 使用目的が物置、勉強部屋、浴室又は日除けに使用するもので、その合計の面積が10平方メートル以内のものであること。
- （収入超過者に関する認定）
- 第19条 条例第28条第1項に規定する収入超過者の認定の通知は、市営住宅入居者収入認定通知書によるものとする。
- 2 入居者は、条例第28条第3項前段の規定により同条第1項の認定に対し意見を述べようとするときは、市営住宅収入超過者収入更正申出書（様式第33号）を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、条例第28条第3項後段の規定により同条第1項の認定を更正したときは、市営住宅収入超過者収入更正通知書（様式第34号）により入居者に通知するものとする。
- （高額所得者に関する認定）
- 第20条 条例第28条第2項に規定する高額所得者の認定の通知は、市営住宅入居者収入認定通知書によるものとする。
- 2 入居者は、条例第28条第3項前段の規定により同条第2項の認定に対し意見を述べようとするときは、市営住宅高額所得者収入更正申出書（様式第35号）を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、条例第28条第3項後段の規定により同条第2項の認定を更正したときは、市営住宅高額所得者収入更正通知書（様式第36号）により入居者に通知するものとする。
- （明渡し期限延長の申出）
- 第21条 条例第31条第4項に規定する市営住宅の明渡し期限の延長の申出は、市営住宅明渡し期限延長申出書（様式第37号）によるものとする。
- （明渡し請求を受けた高額所得者から徴収することができる金銭の額）
- 第22条 条例第32条第2項に規定する市長が定める額は、当該市営住宅の近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額とする。
- （新たに整備される市営住宅への入居の申出）
- 第23条 条例第36条に規定する新たに整備される市営住宅への入居の申出は、建替市営住宅入居希望申出書（様式第38号）によるものとする。
- （明渡しの届出）
- 第24条 条例第39条第1項に規定する市営住宅を明け渡そうとするときの届出は、市営住宅返還届出書（様式第39号）により管理人を通じて行うものとする。
- （明け渡し時の検査）

第25条 住宅課職員は、条例第39条第1項の規定により市営住宅の明け渡し時の検査を行ったときは、その結果を市営住宅空家補修箇所調査書（様式第40号）により市長に報告しなければならない。

（明渡し請求を受けた不正入居者等から徴収することができる金銭の額）

第26条 条例第40条第3項及び第4項に規定する市長が定める額は、当該市営住宅の近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額とする。

（社会福祉事業等に使用する場合の許可申請）

第27条 条例第42条第1項に規定する市営住宅を使用しようとするときの申請は、市営住宅使用許可申請書（様式第41号）によるものとする。

（社会福祉事業等に使用する場合の使用料の額）

第28条 条例第43条第1項に規定する市長が定める額は、収入が公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第6条第5項第3号に規定する額である入居者の家賃の額と同額とする。

（社会福祉事業等の申請内容の変更の報告）

第29条 条例第46条に規定する申請の内容に変更が生じたときの報告は、市営住宅使用許可変更報告書（様式第42号）によるものとする。

（補則）

第30条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成18年1月12日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年1月19日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第38号）

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に在職する収入役がその任期中において在職する間は、改正前の（中略）松阪市営住宅条例施行規則（平成17年松阪市規則第205号）様式第22号の収入役に係る規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

附 則（平成19年12月25日規則第121号）

この規則は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平成21年1月27日規則第3号）

（施行期日）

1 この規則は、平成21年2月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の様式第15号については、平成21年度以後の家賃算定に係る収入認定について適用し、平成20年度分までについては、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月23日規則第12号）

（施行期日）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成28年3月31日までの間は、平成18年4月1日前に50歳以上である者については、この規則による改正後の松阪市営住宅条例施行規則第3条第1項第1号に該当する者とみなす。

附 則（平成26年2月28日規則第2号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の様式第15号（表）は、平成26年度以後の家賃算定に係る収入認定について適用し、平成25年度分までについては、なお従前の例による。

様式第1号（第2条関係）

様式第2号 (第2条関係)

様式第3号 (第4条関係)

様式第4号 (第4条関係)

様式第5号 (第5条関係)

様式第6号 (第6条関係)

様式第7号 (第6条関係)

様式第8号の1 (第7条関係)

様式第8号の2 (第7条関係)

様式第9号 (第8条関係)

様式第10号 (第8条関係)

様式第11号 (第9条関係)

様式第12号 (第10条関係)

様式第13号 (第10条関係)

様式第14号 (第11条関係)

様式第15号 (第11条関係)

様式第16号 (第11条関係)

様式第17号 (第11条関係)

様式第18号 (第12条関係)

様式第19号 (第12条関係)

様式第20号 (第14条関係)

様式第21号 (第14条関係)

様式第22号 (第14条関係)

様式第23号 (第14条関係)

様式第24号 (第14条関係)

様式第25号 (第14条関係)

様式第26号 (第14条関係)

様式第27号 (第14条関係)

様式第28号 (第16条関係)

様式第29号 (第17条関係)

様式第30号 (第17条関係)

様式第31号 (第18条関係)

様式第32号 (第18条関係)

様式第33号 (第19条関係)

様式第34号 (第19条関係)

様式第35号 (第20条関係)

様式第36号 (第20条関係)

様式第37号 (第21条関係)

様式第38号 (第23条関係)

様式第39号 (第24条関係)

様式第40号 (第25条関係)

様式第41号 (第27条関係)

様式第42号 (第29条関係)





(松阪市マスコットキャラクター ちゃちゃも)

**平成 26 年度松阪市市営住宅のあり方市民討議会**

**松阪市 経営企画部 公共施設マネジメント推進室**

〒515-8515 三重県松阪市殿町 1340 番地 1

TEL : 0598-53-4103

FAX : 0598-25-0825

Email : [koukyou@city.matsusaka.mie.jp](mailto:koukyou@city.matsusaka.mie.jp)